

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和3年第6回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、8月31日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであり、陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は、総務福祉常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長（小笠原憲昭君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を8月31日に開催をいたしました。

本定例会に係る案件は、認定1件、報告1件、計画の策定1件、条例の一部を改正する条例制定議案3件、補正予算議案2件となっており、定例会中の追加予定案件が4件であります。

したがいまして、議会運営委員会としましては、第1日、9月8日水曜日を初日本会議、終了後、議会運営委員会、第2日、9月9日木曜日、一般質問、終了後、各常任委員会、第3日、9月10日金曜日、決算特別委員会、第4日と第5日は土曜日、日曜日のため休会、第6日、9月13日月曜日、決算特別委員会、終了後、議会運営委員会、第7日と第8日の9月14日火曜日と15日水曜日は事務整理等で休会、第9日、9月16日木曜日を最終日本会議として、会期を9日間とすることを提案いたします。

以上です。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日から9月16日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は9日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第6回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたしますのは、決算の認定1件と報告1件、議案として過疎計画の策定1件、条例の一部改正3件と補正予算2件の計8件であります。

なお、会期中に人事案件と工事請負契約の締結をご提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、6月定例会後の町政諸般についてご報告いたします。

初めに、令和2年国勢調査速報秋田県集計結果についてご報告申し上げます。

昨年10月1日を基準日とした国勢調査に基づき、秋田県が4月28日時点で取りまとめた人口及び世帯数の集計結果が、6月25日付けで公表されました。

これによりますと、秋田県の人口は96万113人、世帯数38万5,422世帯で、平成27年の前回調査に比べ、人口で6万3,006人、6.2%の減、世帯数で3,138世帯、0.8%の減となっており、人口は東成瀬村を除く県内全ての市町村において減となっております。

小坂町の集計結果は、人口4,780人、世帯数2,044世帯となっております。

前回の調査では、人口が5,339人、世帯数が2,168世帯であったことから、人口では559人、10.5%の減、世帯数では124世帯、5.7%の減となり、人口減少率では藤里町の13.7%、上小阿仁村の13.1%、男鹿市の11.3%、三種町の10.6%に次ぎ、仙北市と並んで県内5番目となっております。

平成27年度から令和元年度までの住民基本台帳人口によれば、出生数から死亡数を差し引いた自然増減において433人の減、転入者数から転出者数を差し引いた社会増減において213人の減となっていることから、この自然減及び社会減が、前回調査からの大きな減少要因となっていると言えます。

今後、総務省から様々な分類等による確定値が公表されることとなりますが、それらに応じた分析等を行うとともに、この分析結果に基づき、総合戦略に基づく人口減少対策の各種施策を展開してまいります。

次に、令和3年度普通交付税交付額の決定についてご報告申し上げます。

総務省は、8月3日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、同日、「令和3年度普通交付税大綱」について閣議報告をいたしました。

全国の市町村分のうち財源不足団体の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で5.2%の増、臨時財政対策債発行可能額で57.7%の増で、合わせた実質的な交付税は13.9%の増となっております。

秋田県における市町村分の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で1.4%の増、臨時財政対策債発行可能額で25.2%の増で、合わせた実質的な交付税は3.1%の増となっております。

小坂町においては、普通交付税交付決定額は17億8,625万1,000円で、前年度当初算定額17億6,624万6,000円と比較し、2,000万5,000円、1.1%の増となっております。

また、臨時財政対策債発行可能額は1億1,005万7,000円で、対前年度比2,185万円、24.8%の増となりました。

この2つを合わせた実質的な交付税では、対前年度比4,185万5,000円、2.3%の増となっております。

算定の基礎となる国勢調査人口においては、令和2年度速報値となる4,780人を用いることとなり、前回の平成27年度国勢調査人口5,339人から559人の減少となりましたが、交付税額が急激な減少とならないよう、人口急減補正措置により激変緩和が行われております。

基準財政需要額では、国の地方財政計画に基づく地域デジタル社会推進費の創設や、高齢者保健福祉費におけるサービス受給者の増加などにより、総額で前年度比1億5,714万1,000円の増となりました。

基準財政収入額においては、法人税割を主な要因とする町税の増加により、総額で前年度比1億1,381万4,000円の増加となりました。

基準財政需要額及び収入額ともに、同水準での増加となったことにより、普通交付税決定額においては、前年度比1.1%増と同水準での交付となりました。

臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、地方財政法の特例として発行するもので、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されます。

令和3年度予算において普通交付税額は15億円、臨時財政対策債は1億1,000万円を計上していたことから、これらを合わせた留保財源は2億8,630万8,000円となっております。

以上、令和3年度の普通交付税の交付額等の決定についてご報告いたします。

次に、街頭防犯カメラの設置についてご報告申し上げます。

小坂町内における地域の安全対策の一環として、街頭防犯カメラ3台を設置いたしました。主に児童生徒の登下校時における安心・安全の向上を図るため、主要な通学路であります国

道282号沿線の信号機が設置されている五十刈交差点、永楽町交差点及び向陽交差点の電柱に、それぞれ1基ずつを8月末までに設置したものであります。

防犯カメラは、交差点を中心に画像を記録する方式となっており、カメラを設置した電柱には「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲出してあります。このことにより通学路での犯罪の未然防止を図り、地域における安心で安全なまちづくりを進めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況についてご報告申し上げます。

4月26日から開始いたしましたワクチン接種は、7月26日まで高齢者を優先し、7月29日から64歳以下の方への接種を実施しております。

4月の接種開始時点で、10月中の接種終了予定と見込んでおりましたが、64歳以下の方への接種から1日当たりの接種者を増やし調整したことで、1か月程度前倒しの9月25日までに、町民の接種希望者全員が2回の接種を終了できる見通しとなりました。

当初、70%前後を見込んでいた接種率ですが、現時点での接種者数及び接種率は、65歳以上の高齢者が2,068人、92.7%、12歳から64歳が2,053人、88.2%、12歳以上の方全体で4,121人、90.4%と見込まれ、改めて町民の方々の接種に対する意識が非常に高いことの表れだと思っております。

接種開始から今日まで、5か月にわたって接種を実施してまいりましたが、小坂町診療所の荒川先生はじめ職員の方々、そして接種事業に対しての町民のご理解ご協力に感謝いたしております。

幸いにも、これまで接種後に重度の副反応の症状が出たとの報告はなく、接種ミスなどの事故もなく、また、接種のキャンセルが生じた場合も代替の接種者を調整し、結果として貴重なワクチンの廃棄はございませんでした。

町民への接種の終わりが見え、接種期間も残り僅かとなりましたが、今後も事故のないよう、慎重に確実に接種を実施してまいります。

次に、金婚夫婦顕彰式典の開催についてご報告申し上げます。

結婚から50年の節目を迎えられたご夫婦に対し、これまでの長い間、社会貢献されてこられたご尽力に感謝し長寿を祝うことを目的に、金婚夫婦顕彰式典を9月20日、敬老の日に役場本庁舎で開催いたします。

これまで、全町合同の敬老会の式典において、金婚を迎えられたご夫婦を顕彰してまいりましたが、平成30年度に敬老会を終了してから、令和元年度、令和2年度は金婚ご夫婦への顕彰は行ってございませんでした。しかし、長年にわたり労苦を共にされ金婚を迎えられたご夫

婦を町として祝福したいとの考えから、今年度から開催することにしたものであります。

今年度の対象は、昭和43年9月15日から昭和46年9月15日までに婚姻届出されたご夫婦で、8月30日までに18組から申出がございました。

なお、式典終了後、お祝いの会食を開催したいと考えておりましたが、県内の新型コロナウイルス感染者が増加しており、今年度は式典のみ行うことといたしました。

次に、令和3年度の普通共用林野運営状況についてご報告申し上げます。

入林料徴収関門につきましては、今年も樹海ライン沿いの5か所に設置し、5月20日から6月15日までの27日間で行いました。期間中の入林者数は、延べ人数で町外者3,060人、町内者692人、合計で3,752人という結果となり、特に大きな事故もなく終了いたしました。

昨年の実績と比べますと、町外者は785人の減、町内者は119人の減、合計で904人の減となりました。

なお、入林許可証は277人の町民に交付しております。

収支状況につきましては、年度途中であることから、決算見込みとして報告を受けており、収入が約402万円に対し支出は326万円、およそ76万円の黒字となる見込みとなっております。

次に、みんなで応援地域商品券事業及び宿泊助成券事業についてご報告申し上げます。

みんなで応援地域商品券事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済の回復支援と個人消費の拡大を促進させるため、町内各事業所で使用できる地域商品券を2,306世帯の町民4,800人に、1人につき1,000円の商品券を12枚、1万2,000円分を交付するものです。そのうち最も影響を受けている飲食関連事業者への支援、消費拡大のために、2,000円分は飲食店専用券にしております。

商品券を使用できる商店等につきましては、取組事業者を募集した結果、95事業所から登録していただきました。内訳は小売販売32事業所、飲食関連20事業所、宿泊関連7事業所、自動車関連5事業所、理美容関連14事業所、建設設備関連14事業所、観光施設3施設となっております。

商品券の購入は申請方式になっており、申請書は7月2日に町民に発送し、申込期限である8月10日までに2,219世帯、4,669人の方から申請があり、申込みをされた方全員に商品券の発送を完了いたしました。申請率は97.3%となっております。

使用期間は8月1日から10月31日までとなっておりますが、飲食店等での使用に当たっては、新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながら、商品券を活用した町内事業者の

活性化につなげていただきたいと思います。

宿泊助成券事業は、新型コロナウイルスの影響を受けている宿泊観光客を呼び戻すために、秋田県民を対象に5,000円の宿泊助成券を1人最大2枚まで応募できるものとし、5,000枚分を発行するものです。

6月1日から6月21日まで郵便はがきによる受付を行い、秋田県内全ての市町村から9,967通の応募がありました。6月23日及び24日に抽せんを行った結果、当選者2,503人を決定し、助成券を当選者に送付いたしました。

応募者が一番多かったのは秋田市で全体の44%、次に、大館市、由利本荘市の順となり、競争率は3.98倍となりました。

昨年も同様の宿泊助成を行いました。秋田県内の応募としては昨年度より2,452通多い状況です。

応募いただいた皆様の中には、期待に応えられなかった方もおりますが、応募者全員にお礼を申し上げたいと思います。

宿泊利用期間は7月16日から11月30日までとなっており、7月末現在の宿泊助成券の利用状況は、十和田湖地区で750枚、中央地区で7枚、計757枚が利用され、利用率は15.1%となっております。

紅葉シーズンに向けて一層の宿泊利用が見込まれることと思いますので、新型コロナウイルス感染症の予防対策にご協力の上、十和田湖や明治百年通りなど観光施設の見学や飲食店をご利用いただきながら、町内をゆっくりと散策していただければと思います。

次に、水稻の生育状況についてご報告申し上げます。

鹿角地域振興局農林部農業振興普及課の調査によりますと、今年の水稲につきましては、6月以降好天が続き、7月も猛暑であったため、平年より生育ステージが早まりました。鹿角地域管内の出穂期は平年より3日早い8月1日になりました。

8月20日に実施した水稻定点調査では、穂数は6月の天候の日較差が大きく、分けつが進んだことから、1㎡当たり501本で平年比104%と多く、1穂当たりの着粒数は幼穂形成期から減数分裂期にかけて葉色が低下したことから63.9粒で、平年比94%と少ない状況であります。

穂数に1穂当たりの着粒数を掛け合わせた1㎡当たりの総もみ数は、穂数がやや多いことから平年比98%となり、平年並みに確保されております。出穂期が平年よりも早まったことと8月上旬が好天であったことから登熟が順調に進んでおり、平年並みの作柄が見込まれま

す。

病害虫につきましては、斑点米カメムシ類の発生が平年よりもかなり多い状況であり、品質低下が懸念されております。収穫に向けてほ場の排水を確実にを行い、刈取り適期を逃さないように良質米生産に向けて注意を喚起してまいります。

以上で、9月定例会の町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

それでは、教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、小坂小学校児童・小坂中学校生徒の活躍についてご報告申し上げます。

6月19日、20日に、鹿角中学校総合体育大会が開催されました。鹿角市総合競技場で開催された陸上競技大会では、佐藤由奈さんが1年女子1,500mで1位、共通女子800mで2位、1年男子1,500mで金丸拓寛さんが2位、2年男子100mで櫻庭瞳太さんが3位となるなど、参加選手一人一人が力を発揮してくれました。

バスケットボールでは、女子が昨年に続き2連覇、男子は2位、卓球は男子団体が3位となりました。

鹿角中学校総体の上位入賞者は、7月10日から12日までに開催された全県中学校総体に駒を進め健闘しました。中でも陸上の1年女子1,500mで佐藤由奈さんが4位となり、8月7日から9日まで秋田市で開催された東北中学校陸上大会への出場を果たし、暑さの中、健闘いたしました。

男子ミニバスケットボールスポーツ少年団・小坂ブルーウォリアーズは、鹿角ミニバスケットボール大会で優勝は逃しましたが、2位と大健闘しました。

また、昨年大会が中止され、2年ぶりの出場となりましたスクールバンド部や吹奏楽部の活躍もありました。

7月24日、大館市で開催された秋田県小学校バンドフェスティバルに小坂小学校スクールバンド部が出場し、熱の籠もった見事な演奏を見せました。小坂中学校吹奏楽部は、7月10日に行われた吹奏楽コンクール県北地区大会で金賞を受賞し、7月31日に行われた全日本吹奏楽コンクール第63回秋田県大会に出場しました。昨年の中止を挟んで5年続けての県大会出場であり、一人一人の演奏技術が向上している結果と考えております。

児童生徒の活躍は、小中一貫校として、小学校での学びが中学校へとうまくつながり切磋

琢磨している姿であり、日々の練習における学校・保護者をはじめ、地域の指導者や関係団体の皆さんのご理解ご指導のたまものと思っております。

今後とも新型コロナウイルス感染症予防対策をしっかりとしながら、児童生徒が伸びやかに成長していけるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会事務の点検・評価についてご報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務づけられております。

小坂町教育委員会においても、昨年に引き続き、令和2年度について法律の趣旨にのっとり、教育委員会事務の点検及び評価を行いました。

内部評価を実施し外部評価者から意見をいただいた結果、35事業のうち「期待した効果が得られた」が13事業、「おおむね期待した効果が得られた」が7事業、「期待した効果を下回った」が5事業、「効果が少なく向上の見込みがない」が10事業となりました。

「効果が少なく向上の見込みがない」の10事業のうち7事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を縮小または中止したため、指標値が25%以下となったものがあります。

この評価を踏まえ各事業の課題について、より一層効果を高めるための実施方法、民間との役割分担を踏まえた町の関与の見直し等について検討し、各教育施策のさらなる充実に向けて取り組んでまいります。

以上で、9月定例議会の教育行政報告といたします。

○議長（目時重雄君） これで、町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

◎認定第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第4、認定第1号 令和2年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、決算内容及び別紙意見書の朗読についてはこれを省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 認定第1号 令和2年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び小坂町水道事業会計決算の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

上程させていただきました一般会計と8の各特別会計及び水道事業会計の令和2年度歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定によります小坂町監査委員の審査が完了いたしましたので、同条第3項及び第5項の規定により、監査委員の決算審査意見書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書並びに地方自治法施行令第166条第2項に規定する決算附属書類とともに提出いたしますので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定を賜りたくお願い申し上げます。

それでは、令和2年度小坂町一般会計の歳入歳出決算からご説明いたします。

一般会計歳入歳出決算は、令和元年度繰越明許費として議決をいただきました2件を含む予算額58億976万7,000円に対し、歳入決算額は56億9,740万8,913円、歳出決算額は55億5,041万7,682円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は1億4,699万1,231円の黒字となります。

このうち3,806万円が令和3年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は1億893万1,231円の黒字決算となりました。

歳入総額は前年度より11億6,373万9,000円、率にして25.7%の増となりました。この要因の主なものは、町税が1億8,561万円、26.8%、普通交付税が5,859万円、3.4%、国庫支出金が9億8,066万円、399.8%と、いずれも増加したことにあります。

また、収入未済額につきましては、町税と使用料収入において発生しており、町民負担の公平性の確保と健全な財政運営を図る観点から、今後も厳正かつ的確な対応を講じてまいります。

歳出総額は、前年度より11億4,523万5,000円、26.0%増となりました。この要因の主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響による対策経費及び十和田湖和井内エリア整備事業として、総務費が6億4,190万円、商工費が1億805万円、土木費が5億2,659万円増加したことによるものです。

また、令和2年度末における地方債現在高は46億360万8,000円となり、前年度より1億9,321万4,000円減少しました。

一方、財政調整基金と減債基金を合わせた残高は14億7,227万円となり、前年度より241万3,000円増加しました。

次に、各特別会計の決算について申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、予算額5億9,140万4,000円に対し、歳入決算額は5億9,584万197円、歳出決算額は5億7,371万6,566円で、実質収支額は2,212万3,631円の黒字となり、令和3年度へ繰越しいたしました。

なお、財源調整のため、国保財政調整基金から789万円を取り崩して繰り入れましたので、年度末における同基金残高は1億2,007万4,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、予算額8,179万2,000円に対し、歳入決算額は8,157万9,169円、歳出決算額は8,155万2,169円であります。実質収支額は2万7,000円の黒字となり、令和3年度へ繰り越しました。

介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定が予算額8億1,327万4,000円に対し、歳入決算額は8億1,015万6,735円、歳出決算額は8億667万9,056円であります。実質収支額は347万7,679円となり、令和3年度へ繰り越しました。

なお、財源調整のため、介護給付費準備基金から1,553万円を取り崩して繰り入れましたので、年度末における同基金残高は4,060万2,000円となりました。

次に、介護サービス事業勘定は、予算額303万7,000円に対し、歳入歳出決算額とも257万4,663円で、収支差引額はゼロであります。

歯科診療所特別会計歳入歳出決算は、予算額5,887万円に対し、歳入歳出決算額とも5,831万6,604円で、収支差引額はゼロであります。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計歳入歳出決算は、予算額497万3,000円に対し、歳入歳出決算額とも496万3,327円で収支差引額はゼロであります。

なお、年度末における中退共基金の残高は3,329万2,000円となりました。

菅原ヤエ奨学資金特別会計歳入歳出決算は、予算額248万5,000円に対し、歳入歳出決算額とも248万3,780円で、収支差引額はゼロであります。

下水道事業特別会計歳入歳出決算は、令和元年度の繰越明許費を含み、予算額3億4,130万4,000円に対し、歳入決算額は3億3,758万6,623円、歳出決算額は3億3,753万2,423円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は5万4,200円の黒字となります。

このうち2万7,000円が令和3年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は2万7,200円の黒字決算となりました。

小坂財産区特別会計歳入歳出決算は、予算額439万4,000円に対し、歳入決算額が439万5,950円、歳出決算額が270万4,555円であります。実質収支額は169万1,395円の黒字で、令和3年度へ繰越いたしました。

なお、年度末における基金残高は、小坂財産区財政調整基金が1,799万5,000円、財産管理運営基金が4,575万4,000円となっております。

最後に、公営企業会計であります水道事業会計決算についてご説明いたします。

収益的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が2億5,782万6,968円で、支出総額が2億5,057万8,800円となりました。この結果、消費税を除いて算定する損益計算書による当年度純利益は476万3,348円となり、前年度繰越利益剰余金が4,237万2,851円でありましたので、当年度未処分利益剰余金は4,713万6,199円となりました。

次に、資本的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が5,435万9,000円で、支出総額が1億8,150万3,796円となりました。

なお、資本的収支において不足する額1億2,714万4,796円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上が令和2年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の概要であります。

熊谷代表監査委員と鹿兒島監査委員からは、去る7月19日から7月27日までの日程で決算審査を行っていただき、7月30日に令和2年度小坂町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を受領いたしました。

監査委員から指摘をいただきました事項につきましては、厳正に対処してまいりたいと考えております。

また、議会の審査に当たりましては、決算書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書を提出させていただいておりますので、各般にわたってご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付

託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君、7番、成田直人君、9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聡君、11番、椿谷竹治君、以上10人を委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしましたように、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には産業教育常任委員長の亀田利美君、副委員長には総務福祉常任委員長の椿谷竹治君とすることに決定いたしました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第5、報告第4号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させますが、諸表及び別紙意見書の朗読については省略いたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 報告第4号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告申し上げます。

平成19年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、町長は、毎年度健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見を付けて議会に報告し、公表することが義務づけられました。法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

この判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業に係る資金不足比率の5項目が規定されており、地方公共団体における財政の運営状況について統一的な指標で明らかにし、財政の健全化が必要な場合に迅速な対応を取るために設定されたものであります。

7月27日に実施されました決算審査において、資料を基に審査をいただいております。結果につきましては、決算審査意見書のとおりであります。

実質赤字額及び連結実質赤字額はありません。

実質公債費比率は16.0%、将来負担比率は82.0%となりました。

実質公債費比率は、令和元年度の15.7%と比較し0.3ポイント上昇し、将来負担比率は103.7%から21.7ポイント低下しています。

実質公債費比率は、借金の返済に係る元利償還金の財政負担の割合を判断するものであり、地方債の元利償還金のほか、一部事務組合負担金や公営企業会計への繰出金のうち起債の償還に充てたもの、公債費に準ずる債務負担行為が準元利償還金として幅広く算定に含まれています。

令和2年度の実質公債費比率は、公債費などの負担額を示す分子において、過疎対策債や緊急防災・減災対策債などの元利償還額が増加しました。また、水道事業会計への繰出金のうち、統合簡易水道事業建設改良費の元利償還額2分の1相当額が増加するなど、公債費として認められる経費が昨年度よりも増加いたしました。

しかし、地方消費税交付金や法人税割、普通交付税などの増加額が大きかったことにより、比率算定の分母となる標準財政規模も大きくなり、単年度における実質公債費比率は前年度比0.09ポイントの増加にとどまりました。

将来負担比率は、一般会計等が将来にわたって負担しなければならない額の負担の度合い

がどれくらいなのかを示すもので、地方債現在高や債務負担支出予定額、さらには職員に対する退職金支給額や、一部事務組合等に対する公債費負担見込額に係る支出の総額の標準財政規模に対する割合となっています。

令和2年度の将来負担比率は、分母となる標準財政規模が先ほどの説明のとおり増加し、分子においては地方債残高が減少、また、財政調整基金や減債基金などへの積立金が増加したことにより控除額も増加し、将来負担額は21.7ポイントの低下となりました。

実質公債費比率が対前年度比較では悪化という結果となりましたが、数値そのものに限ってみれば、町の財政は健全な状態にあると判断できるものと考えております。しかしながら、この4種類の比率は全て算出の分母に標準財政規模を用いており、標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額や普通交付税の額に左右されることになるほか、さらに当町の場合、分子において公営企業会計への繰出金の増大など、分子を大きくする要因が見込まれることから、将来に備えて、引き続き歳出の抑制や計画的な基金の積立てなど、中長期的な視点に立った財政運営が必要であると考えております。

最後となりましたが、公営企業である水道事業会計、下水道事業特別会計いずれも資金不足額はありませんでした。

議員皆様におかれましては、今後も当町の財政運営にご指導いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではありますが報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号は終結いたします。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第64号 小坂町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、内容の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第64号 小坂町過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

国では、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法を第1次の時限法として、その後10年刻みで過疎法を制定しているところです。

平成12年度から平成21年度までの過疎地域自立促進特別措置法については、平成22年3月の法改正により、法期限が平成28年3月末までとし、さらに平成24年3月の法改正により、平成33年3月末日まで再延長され、過疎地域の対策を講じてきたところであります。

小坂町では、昭和61年に過疎地域の指定を受けて以降、これら法に基づき過疎対策として種々施策を展開してまいりました。

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたところであります。

小坂町におきましても、今後も引き続き、総合的・計画的な過疎対策事業を講じる必要があることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に基づき、令和3年度から令和7年度までの5か年の小坂町過疎地域持続的発展計画の策定について提案するものであります。

本計画案では、総合計画における前期5か年計画及び第2期総合戦略の基本方針に沿って、「安全・安心な暮らし・地域づくり」、「次世代の人づくり・移住定住促進」、「地元産業間の連携・地域活性化」の3つを重点プロジェクトとして取り組むこととしております。

計画の概要につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、議案別紙の小坂町過疎地域持続的発展計画（案）の冊子をご用意いたします。

計画の概要は、先日の議員全員協議会でご説明させていただきましたので、私からは、この過疎計画に登載している主な事業を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

新過疎法では、第1条の前に前文が設けられまして、東京圏への一極集中により、大規模災害や感染症被害等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、国土の多様性を支えている過疎地域に人や革新的技術の流れを加速させて、人口減少等、多くの課題を解決し、持続可能な地域社会づくりに取り組むことが極めて重要であるとしております。

次の第1条の目的のところ、特別措置を講ずることにより、過疎地域の持続的発展を支援するという記述があります。この特別措置でメリットが大きいのが、他の起債よりも条件が有利な過疎債の充当を受けられることですので、そのためには事業がこの計画に載っていることが必要となります。登載している事業は各担当において見直しを行っていますが、前計画からの登載事業を引き続き載せているものも多くございます。

また、新過疎法では、持続的発展や持続可能なといった新しい考え方が示されたことから、移住定住や再生可能エネルギーなど、前回の項目から独立して新しい項目となったものもありますので、それに合わせて事業を分類し直しているものもあります。

まず、計画の名称が自立促進計画から過疎地域持続的発展計画に変わっております。

それでは、中身のほうに入っていきますので、まず、12ページからお願いいたします。

今回の過疎計画には、地域の持続的発展のための基本目標を設定することとされ、人口に関する目標と財政力に関する目標を設定し、12ページのところでは、人口に関する目標を令和7年に4,606人とし、次のページにいきまして、財政力に関する目標は令和7年度までの実質公債費比率を17%以下とする目標を設定しております。

次のページにいきまして、本計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

なお、各項目ごとに個別の目標の設定と事業計画を策定し、公共施設等総合管理計画との整合を図り、過疎計画を策定することで過疎債を充当することができるようになります。

次に、16ページまでお進みください。

16ページからは、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成です。

前の計画では、移住定住の関係は集落の整備という項目に含まれておりましたが、今回、一つの項目として独立してまいりました。

事業計画ですが、21ページまでお進みください。

(3) 計画の事業計画の表をご覧ください。

移住・定住・地域間交流、人材育成に関する過疎対策事業を掲げておまして、ソフト事業として空き家利活用推進事業を掲載しております。

続いて、22ページです。

地域おこし協力隊事業、外国語指導助手招致事業などのソフト事業のほか、（４）の過疎地域持続的発展特別事業として定住促進賃貸住宅建設助成事業を掲載しております。

なお、この表にあります事業名は、国で定めた過疎計画の様式で分類している事業名となっております。

次に、３の産業の振興です。

31ページまでお願いします。

ここでは、農林水産業、商工業、情報通信事業、観光の開発振興に資する過疎対策事業を掲げております。畑作振興センター整備、七滝活性化拠点センター整備、康楽館改修及び小坂鉱山事務所整備や小坂鉄道レールパーク整備、十和田湖和井内エリア整備などのハード事業のほか、起業創業チャレンジ支援、観光イベント支援などのソフト事業なども掲載しております。

次に、32ページでは産業振興促進事項として、産業振興促進区域及び振興すべき業種を掲載してあります。この記載があることで、過疎法の第23条の特例である減価償却の特例及び第24条の措置である地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用条件を受けることができることとなっております。

次に、33ページをお願いします。

ここでは、４、地域における情報化に係る事業を掲げております。

前計画では、交通通信体系の整備と一緒にしていた項目ですが、これも情報化についてという部分が独立した項目となりました。

事業計画の表は36ページをお願いします。

ラジオ不感地域解消や情報通信基盤整備などのハード事業のほか、（２）過疎地域持続的発展特別事業では、緊急告知ラジオによる防災情報伝達について掲載しております。

次のページの37ページからは、５、交通施設の整備、交通手段の確保に係る事業です。

41ページをお願いします。

ここでは町道については、今後重点的に整備すべき路線を挙げております。

また、（９）過疎地域持続的発展特別事業では、公共交通事業である町営バス運行、42ページの生活バス路線確保、十和田湖地区乗り合いタクシー運行に取り組むほか、43ページで

は、橋りょう長寿命化修繕、道路構造物修繕について掲載しております。

次の44ページからは、6、生活環境の整備に係る事業です。

49ページまで進んでいただきまして、事業計画では上下水道の整備、消防・救急体制の整備、そして、(7) 過疎地域持続的発展特別事業として旧小坂公民館十和田分館解体、小坂小学校プール解体などの解体事業及び空き家の適正管理に取り組むほか、住宅リフォーム等についての掲載をしております。

次は、54ページです。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る事業です。

子育てについては、前の計画では福祉の項目の中に含まれていましたが、子育てが単独で見える項目となりました。

60、61ページをお願いします。

60ページをお願いします。

福祉保健総合センター改修のほか、高齢者福祉、児童福祉、その他の福祉、そして、保健、健康づくりに係る事業に引き続き取り組むこととしております。

次の62ページからは、8、医療の確保の項目です。

事業計画は、65ページにあります。

歯科診療所整備のほか、地域医療における医師確保対策などについて取り組むこととしております。

66ページからは、9、教育の振興についての項目です。

73ページまでをお願いします。

73ページの事業計画には、学校教育関連施設の整備のほか、社会教育・社会体育施設の改修などに係る事業を掲載しています。また、小中学校ICT環境整備、学校給食費助成などのソフト事業にも取り組むこととしています。

次に、75ページからは、10、集落の整備について記載しております。

事業計画は、78ページです。

コミュニティセンター整備のハード事業及びみんなの地域づくり事業として補助するソフト事業を掲げております。

次は、11、地域文化の振興です。

81ページをお願いします。

事業計画には、郷土館整備と特別展の実施のほか、芸術文化団体への支援を掲げています。

次に、12、再生可能エネルギーの利用の推進です。

前計画では、資源循環の取組などを登載するときには、次の項目のその他必要な事項で取り上げてきましたが、今回は、この再生エネルギーの関係も独立して一つの項目として起きてまいりました。

82ページの事業計画では、木質バイオマス利用施設整備事業を掲げております。

83ページからは、13、その他地域の持続的発展計画に関し必要な事項です。

事業計画は、86ページからです。

国際交流員招致や国際交流推進のほか、国際交流協会が主体となって行う中高生海外体験旅行支援について取り組むこととしています。

最後に、87ページからは過疎地域持続的発展特別事業分を再掲しております。

備考欄には、それぞれの施策の効果が将来に及び持続的発展につながるという事項を記載しております。

以上、これまで述べました事業につきましては、別冊でお配りしております年度別事業計画、令和3年度分のみの年度別事業計画に事業費を掲載しておりますので、そちらもご参照願います。

なお、過疎計画に新たな事業の登載が必要になった場合は計画の変更が認められておりますので、その場合は議会でご審議をしていただきながら変更の手続きを進めてまいりたいと思います。

以上、私からの説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

6番。

○6番（秋元英俊君） 小坂町過疎地域持続的発展計画（案）の概要の中で、ちょっと質問させていただきます。教えてください。

まず、概要のほうの13ページの地域における情報化の方針（計画）の中で、テレビジョン放送等難視聴解消のための施設、ラジオ不感地域解消事業というのがありますけれども、現在どのような地域がこれに当たるのか、教えてくださいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 現在、テレビの難視聴の関係は、十和田湖地区で既に対策しておりますが、ラジオの関係がまだ適当じゃなくて現在やっている最中です。テレビは、IRUの新しい線でインターネットとか使える線を整備しましたので、それを利用してラジオも視

聴できるようにやろうとしているところです。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

もう1点ですが、19ページの15、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進についてでありますけれども、「総合計画の基本目標の一つである『健やかに自分らしく生きるまち』を目指して、町民一人ひとりが『自分の健康は自分で守る』という健康に対する意識が高まり、健康的な生活習慣を身につけて、健康づくりに取り組む町民を増やし」という項目があるのですが、福祉課のまるごと支援班でお元気くらぶというものを展開しておりますけれども、高齢者の健康増進等に関わる事業でありますけれども、昨年度は1か月に1回行われていたものが、今年度2か月に1回になってしまったと。一本杉の高齢者の皆さんは少しがっかりしている状況にあります。

健康増進、また、町職員との関わりの中で笑顔がつかれるというような状況が少し少なかった状況です。その少なくなった要因というものは、どのようなもので月1回から2か月に1回になったのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 昨年から計画的にといいますか、各自治会の回数減らしてきている自治会もございます。昨年から新型コロナウイルス感染症の対策の関係、それと、おとしに毎月だったものが2か月に1回になっている自治会も当然ありますが、月1回に關しましては出前講座という形で、必要に応じて保健師等も訪問させていただいているというような状況でございますので、いろいろと各自治会のほうからご要望に応じた形で、こちらとしても今後も対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

あと、もう1点、すみません。10ページの産業の振興について対策の目標とありますけれども、集落営農や農業法人を実現した数、現状値では2件となっております。目標値に3件とありますけれども、具体的にこの3件というものが今現在考えられているのかどうか、教えていただきたいと思えます。

○観光産業課長（木村則彦君） 目標値ということですので、現在のところは特に想定している数はございません。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑はないですか。

5番。

○5番（菅原明雅君） 国際交流に関してです。担当しておりますので、ある意味、お願いということにもなるのですが、86ページのところに中高生の海外体験旅行支援事業ということで国際交流協会が担当ということになっていますが、前の84ページを見ても分かるように、これ平成28年が111名となっておりますが、設立当時は交流協会の会員数が400名くらいいたと伺っています。それが現在ではもう73名という形で、実際、私の力量不足ということもあるのですが、JICAの研修、あとコロナの影響で中高生の海外旅行もできない状況できていまして、ほとんど活動ができていない。正直、何をやっていいのかわからないというような状況。あと会員数が非常に少なくなっているということで、この前の理事会では、この中高生の海外体験支援事業というのは、やはり町の教育委員会なり、そういうところをお願いしたほうがいいのかというような話合いになりました。

実際、私も一応会長をやらせていただいているのですが、もし海外で何か事故起きたりということを考えて大変なことで、一つのボランティア団体で責任を負えるのかという非常に気をもむ事業でした。毎回、アメリカに行ったのであればアメリカから連絡をいただくのですけれども、中には、過去、体調を崩したりというような報告があったり、今こういう時代ですので事故に巻き込まれたりということになったりすれば、本当にこの一つのボランティア団体で責任を負える問題なのかということは、やっぱり非常に大きな問題だと思うのですね。

海外体験旅行というのは、大半の市町村では、やっぱり教育委員会なりが担当しているわけで、そういうあたりはお願いできればなというように思っています。会員も減ってきていますので、JICAの研修であるとか、あとイナカ・スクール、今、コロナであまり動けないのですが、イナカ・スクールの方々だとか、あとさらには技能実習生ですね、そういう方々に対する事業に特化したいなと思っているのです。要するに、外国の方々が来た場合にレクリエーションをやったり、小坂町を好きになってもらうということに特化して、それ以外は会員数も減ってきていますので、少し整理をしなければいけないというように思っています。

実際、この件に関しては副町長にも一度相談をしましたし、以前から、やはりこの国際交流協会に責任を持って対応できる事業なのかということとはよく話されてきましたので、お願いになりますけれども、再考していただければありがたいなというように思っています。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第65号 小坂町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第65号 小坂町手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和3年9月1日からマイナンバーカードの発行主体が地方公共団体情報システム機構となり、再交付手数料

料についても同機構が徴収することとなりました。

そのため、小坂町手数料条例第2条にありますマイナンバーカードに関する規定を削り、手数料の種類及び金額を整理するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第66号 小坂町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第66号 小坂町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行と合わせて、本条例も改正する必要があることと、平成31年4月1日に3か年の時限措置として施行した小坂町産業振興促進条例が、令和4年3月31日でその効力の期限を迎えます。

本議案は、今後も雇用創出を伴う企業誘致や町内企業の設備投資に対する支援など、国県等の関係機関と連携して、町内企業に対して総合的な支援を行い、産業の振興と地域の活性化を図っていくために、議案第64号で提案しております小坂町過疎地域持続的発展計画の内容と整合するよう改正し、同条例の有効期限を令和7年3月31日まで3年延長するものであります。

詳細につきましては、観光産業課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 議案審議の参考、2ページをご覧になっていただきたいといたします。

大きな改正点といたしましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法との整合性を図るために、第1条、目的の対象となる施設及び第2条の定義のところに、「農林水産物等販売業」と「情報サービス業」を追加するというものです。

次に、4ページをご覧になっていただきたいといたします。

第4条、表の区分、立地支援の指定を行うことができる事業者を資本金規模ごとに分けて、その区分ごとに取得した固定資産総額を区分するというものです。その他、現状に合わせた字句の訂正が主な内容でございます。

以上でございます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第66号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第67号 小坂町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第67号 小坂町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で法期限となり、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、題名を「過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」から「過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例」に改めるなど、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 本条例の一部改正も、過疎法が新しくなったことに伴いまして条文を改正するものでございます。

新過疎法の第23条の特例及び第24条の措置では、対象事業に「情報サービス業等」が追加され、対象の設備投資を「設備の新增設」から「取得等」に拡充し、新增設以外の「改築、修繕等」などが追加されました。

この法の特例及び措置の適用に当たっては、過疎法第8条第4項に規定する産業振興促進事項、先ほど過疎計画の中で説明しました事項を記載した過疎地域市町村計画、新しい過疎計画の策定が要件とされております。

過疎法の法期限は、令和13年3月31日までの10年間ですが、本特例措置の適用期間は、租税特別措置の延長を原則3年以下とする閣議決定に基づき、令和6年3月31日までの3年

間としております。

審議の参考の6ページをご覧ください。

こちらの新旧対照表で改正点についての説明をさせていただきます。

まず、条例の題名を「過疎地域自立促進」というところを「過疎地域持続的発展」に改めております。

第1条の目的及び第2条の定義については、第1条に集約する形でまとめて、これまでは工場もしくは旅館を新設または増設する者を対象としておりましたが、新過疎法に基づき、過疎計画に産業振興促進事項を記載して小坂町全域を産業振興促進区域と定め、業種として定められた製造業、情報サービス業等、旅館業及び農林水産物等販売業の設備の取得等をした者に対し、奨励措置を講ずる内容となっております。

これまでは、新たな設備の取得、増設だけだったものが、建物及び附属設備の改修についても適用となり、修繕や模様替などにも適用することとなります。

第3条の便宜供与は、小坂町産業振興促進条例第3条の立地等支援と重複する内容であるため、こちらの条例からは削除いたします。

第4条の奨励措置は、第2条に繰り上げて、租税特別措置法第12条及び同施行令に基づき新たに取得する価格についての設定をし、全ての業種で500万円を超えるものに限ることとしております。なお、製造業または旅館業については、資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあつては1,000万円、1億円を超える法人にあつては2,000万円とし、第2項の固定資産税課税免除の額は、当該工場等の新設、増設に限らず、取得等、増改築、修繕、模様替を含む取得等をした生産設備等に係る部分について課税免除することとしております。

以下、第5条から9条までは2条ずつ繰り上げまして、第4条第1項の課税免除の申請は「事業開始の日」からとしていたものを、「生産設備等を事業の用に供した日」に改められました。

議案のほうにお戻りください。議案の9ページです。

この条例の施行は公布の日からとし、経過措置として、この条例の規定は、条例の施行の日以後に取得される設備について適用し、同日前に新設または増設された設備については、従前の例によることを附則にうたっております。

以上です。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番。

○7番（成田直人君） 7番。

今回の内容についてであります、平成6年3月31日ということでしたので、ちょっと確認も方々、考え方をお聞きしたいと思います。

この平成6年4月1日から、高校は……

〔「令和」と呼ぶ者あり〕

○7番（成田直人君） 令和6年4月1日から新しい高校が統合されると。その際、今使われている小坂高校は令和6年3月31日の段階までで使用は終わるとい話になるわけですが、ただ、あの高校の活用方についてはまだ全然と言えれば変ですけども、新たな使い方というのはまだ見えておりません。

仮に今の話でいきますと、もし仮にあそこの高校を再活用したいという企業等がもし出た場合、それに対応できるのかどうかという点で、この3月31日が非常に縛りがかかるのではないかというふうに思えたので、あえて質問させていただきましたが、これが継続できるのだよということが分かっていたら何の問題もありませんけれども、その辺がどういうものなのか、お知らせいただきたい。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 現時点では、3年間としか言いようがないです。その後どうなるかは、これまでは、また継続、継続ときていますけれども、現時点では令和6年3月31日以降については、まだ定かではありません。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） こういう過疎法に基づいて、いろいろと対応できるという、こういうものであれば、やはりうまく活用すべきかなという思いがありましたからお話をさせていただきました。だとすれば、これからは町長のあたりで県の教育委員会もしくは県当局との話し合いとかあるかもしれません。いずれ、そういう話が出たときに、これをどうするかという問題については、ぜひ町長をはじめ多くの幹部職員の方々、しっかりと頭に置きながら対応していただきたい。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第67号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第68号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第68号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第68号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、町道などの除排雪経費や、あかしや荘の営業再開に係る経費、秋田ホーセ離職者に対する再就職緊急支援奨励金事業の予算を措置したほか、必要経費の調整額を補正しております。

その結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1億7,438万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を45億1,435万3,000円にするものであります。

補正財源は、事業に関連する国・県支出金などの特定財源を充当したほか、一般財源として地方交付税などを措置しております。

第2条の地方債補正においては、臨時財政対策債の限度額をその決定額に合わせて増額し、限度額総額をこれまでの既決額に5万7,000円を増額して3億9,895万7,000円に変更しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細について説明いたします。

8 ページ以降の歳出の事項別明細において、歳出に対応する歳入についても説明しますので、8 ページからお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目会計管理費、12 節委託料は、出納室等のレジスター 3 台分の保守点検委託料です。

4 目財産管理費、10 節の消耗品費は、庁舎内窓口カウンターにコロナ対策用に設置しているビニールシートをアクリルボードに替えるため、その購入費用を計上しています。12 節の業務委託料は、旧十和田分館の除排雪作業分です。

5 目企画費、11 節の広告料は、コロナ禍による移動自粛により収益が減少している地域公共交通への支援対策として、大型高速バスに小坂町の観光 PR フルラッピング広告を昨年 12 月から 1 年間掲出してまいりましたが、今年度いっぱい継続することとして、12 月からの 4 か月分を計上しています。諸手数料は、みどりヶ丘分譲地内の支障木を伐採する費用です。12 節の業務委託料は、移住体験住宅 2 棟分の除排雪作業分です。18 節住宅購入・改修費補助金は、当初予算において 4 件分、280 万円を予算措置しておりましたが、新築住宅の増加等による申込件数の増加に対応して、今回の補正で 9 件分を追加するものです。

6 目電子計算費、10 節修繕料は、電算室サーバーラックのドアハンドル交換に要する費用です。12 節の業務委託料は、健診結果の様式を標準化してマイナンバーと連携できるようにするため、健診結果等の様式標準化整備分として 154 万円、健診情報連携システム整備分として 275 万円を計上しております。18 節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、介護保険制度改正に伴うシステム改修分です。

財源内訳欄の国県支出金は、健診結果等の様式標準化整備事業分及び情報連携システム整備事業分として、それぞれ 77 万円と 183 万 3,000 円、介護保険制度改正に伴うシステム改修分が 71 万円ほか当初予算で措置されておりました新型インフルエンザ等対策予防接種記録システム改修事業とロタウイルスワクチン接種に係るマイナンバー情報連携体制整備事業分、それぞれ 39 万 3,000 円と 7 万 2,000 円となっております。

2 項徴税費、2 目賦課徴収費、22 節の町税過誤納還付金は、当初予算計上分からの不足分です。

5 項 1 目統計調査費、1 節報酬は、経済センサスの割当調査員が 3 名から 4 名に増えたので、1 名分の増員分を計上しております。

財源内訳欄の国県支出金は、経済センサスに係る国からの統計調査委託金です。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、18 節負担金補助及び交付金のあんし

ん除雪支援事業補助金は、生活弱者世帯の間口除雪を行う自治会を対象として交付するもので、1世帯当たり1万円の70世帯分を見込み計上しております。

2目高齢者福祉費、11節検査手数料は、湯楽事業を実施しているほっとりあの浴槽のレジオネラ菌検査に係る費用です。

3目老人憩の家管理費、この目では、あかしや荘の10月からの営業再開に向けて準備が必要な費用を計上しております。10節の消耗品費及び17節の庁用器具費は、浴室や施設内で使用する消耗品類及び備品類の購入に係る費用、11節検査手数料は、レジオネラ菌検査の手数料、12節管理委託料は、あかしや荘の指定管理料です。

5目障害者福祉費、19節扶助費は、障害児通所支援事業の利用に伴う子育て家庭の経済的負担の軽減を目的として、対象乳幼児の保護者に対し、児童発達支援等援助費を新たに措置するものです。22節の国庫支出金返還金は、前年度の障害者自立支援給付分と障害児入所給付分などに係る国庫負担金などについて、その精算により合わせて756万円の返還が生じることから予算化したものです。

財源内訳欄の国庫支出金4万円は、補助率2分の1のすこやか療育支援事業費県単補助金で、児童発達支援等援助費分です。

7目介護保険費、22節国庫支出金返還金は、前年度事業の実績確定に伴い返還が生じるものです。

8目交通安全・防犯対策費、10節の修繕料は、庁舎周りに6基設置しているソーラー街灯のバッテリーを交換する費用です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、22節国庫支出金返還金は、前年度の児童手当の実績により確定した額で精算するものです。

2目児童運営費、22節の国庫支出金返還金は、前年度の保育委託費と保育環境改善事業に係る国庫負担金について、その精算により、合わせて20万4,000円の返還が生じることから予算化したものです。県支出金返還金も同様に、前年度の保育委託費の精算により返還が生じることから予算化したものです。

財源内訳欄の国庫支出金マイナス10万8,000円は、当初予算に計上している保育補助者雇上強化事業に係る県補助分が事業採択とならなかったため減額するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費、14節施設改修工事費は、自治会からの要望により、栄町地区の生活排水路の改修を行う分として、設備改修工事費は樹海クリーントイレの多目的トイレ及び女子トイレの便器交換、給水切替え等を行う分として、それぞれ計

上しています。18節の530町民会議補助金と秋田十和田湖を美しくする会補助金は、事業の中止により減額しております。

4目予防費、22節国庫支出金返還金は、前年度の高齢者等への検査助成事業の実績により確定した額で精算するものです。

5款労働費、1項1目労働諸費、18節の再就職緊急支援奨励金補助金は、秋田ホーセ小坂工場の離職者に対する再就職緊急支援奨励金交付事業分で、離職者を雇い入れた事業主に対し、1人につき30万円の奨励金を交付することとし、離職者全員分の18人分を計上しております。

財源内訳欄の国県支出金187万6,000円は、地方創生臨時交付金で商品券発行事業に係る県補助金の交付決定額が増加したことから、同額をこちらに振替充当したものです。

○議長（目時重雄君） 総務課長、内容説明については午後から、この後の。

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

補正予算の第3号の内容説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、10ページの6款農林水産業費のところからお願いいたします。

1項農業費、3目農業振興費、18節の有機農業推進事業補助金は、有機認定審査助成分と特別栽培面積分の確定分を合わせた94万1,000円を計上しております。献納式出席支援事業補助金は、令和3年新嘗祭への献穀に当たり、献穀者の負担を軽減するため旅費及び献穀箱製作料を補助することとし、11万円を計上しております。

8目グリーンツーリズム推進費、10節修繕料は、ぶどう試験場倉庫の外壁補修のための修繕料です。

2項林業費、1目林業振興費、11節の諸手数料は、鹿角養蜂協会から緑化事業への活用を

目的に寄附を受けたことから、シダレザクラを植樹する費用を計上しました。

財源内訳欄のその他10万円は、鹿角養蜂協会からの指定寄附金です。

3項水産業費、1目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金は、十和田湖ひめますブランド推進協議会の自治体割分負担金です。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節の起業チャレンジ支援事業補助金は、当初予算でそれぞれ1件分を計上していますが、申請の問い合わせがあり、さらに今後も申請が見込まれることから、雇用奨励分30万円と起業支援分100万円を追加したものです。

3目観光費、10節の修繕料は、観光施設維持管理のための小破修繕料が不足することから追加するものです。12節の業務委託料は、観光施設の除排雪経費分です。18節負担金補助及び交付金は、事業の中止により減額しています。自然公園施設等整備事業は、県が発注する滝ノ沢展望台改修工事の入札が不調に終わり、今年度中の事業執行ができなくなったことから減額するものです。

4目康楽館費、12節の業務委託料は、役者住宅の除排雪作業分です。

6目国際交流推進費、13節の建物借料は、コロナ禍の影響により赴任できないでいる新しい国際交流員用のアパートの家賃、10月から3月までの半年分を計上しております。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節の住宅リフォーム支援事業補助金は、今年5月から制度を見直したことにより利用が好調なことから、400万円を追加するものです。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、10節の光熱水費60万円と14節の道路補修工事費は、役場前の向陽2号線融雪歩道に係る経費です。それ以外の補正分が町道除雪に係る経費で、1億1,696万9,000円を計上しました。主な除雪体制は昨年度と同様で、小坂まちづくり株式会社に委託する体制として予算措置しております。昨年度の9月補正予算と比較し247万6,000円の増となっています。このほか、業者等への路線委託、凍結防止剤散布作業、自治会要望に応じた除雪デーへの対応などの経費もここで措置をしています。

2目道路橋りょう新設改良費、12節の業務委託料は、十和田湖和井内エリア整備に係る伐採木を活用して、まき材の製作に係る経費を計上しております。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費の10節修繕料は、消火栓の部品等交換修繕分です。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節の消耗品費は、タブレット用タッチペン180本を購入する費用を計上しています。12節の業務委託料は、給食棟及び玄関の雪下

ろし作業に係る分です。

2目教育振興費、11節の諸手数料は、新型コロナウイルス感染症対策のため修学旅行を中止した場合に係るキャンセル料を計上しています。

12ページをお願いします。

3項中学校費、1目学校管理費、10節の消耗品費は、小学校費同様、タブレット用タッチペン120本を購入する費用です。

2目教育振興費、11節の諸手数料は、こちらも小学校費同様、修学旅行を中止した場合に係るキャンセル料を計上しています。

4項社会教育費、3目芸術文化振興費、10節の修繕料は、中小路の館の窓ガラス補修分の費用です。12節の業務委託料は、中小路の館の雪下ろし作業に係る分です。

4目社会教育施設管理費、10節修繕料は、セパームで消防設備点検で指摘された消防設備修繕分34万6,000円と、七滝コミュニティセンターのエアコン修繕分22万円を計上しています。12節の業務委託料は、川上公民館に係る除排雪経費分です。

6目図書館費、12節業務委託料は、建物北側の冬囲いを製作してもらう経費を計上しております。

7目郷土館費、10節修繕料は、施設の小破修繕料が不足することから追加をしております。

5項保健体育費、2目体育施設費、10節の修繕料は、体育施設の小破修繕料が不足することから追加しております。

続いて、歳入で措置した一般財源について説明しますので、6ページをお願いします。

これまで説明してきました歳出歳入の補正予算において不足する一般財源については、10款地方交付税で普通交付税1億2,069万4,000円、19款繰越金で4,787万7,000円を措置して収支の調整を図っております。

普通交付税は、町長の町政報告にあった17億8,625万1,000円の決定額のうち、16億2,069万4,000円を予算措置したことから、今回の補正後における留保財源は1億6,555万7,000円となります。21款1項町債、7目臨時財政対策債は、その決定額に合わせて5万7,000円を増額しております。

次に、4ページをお開きください。

地方債補正では、臨時財政対策債に係る今回の補正にあわせて限度額を変更しております。その結果、総額を5万7,000円増額して、その限度額を3億9,895万7,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第68号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第69号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第69号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第69号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出とも1,060万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億9,752万2,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、6款1項2目償還金は、前年度の決算見込みによる国・県の負担金等の返還金として1,060万6,000円を追加するものです。

歳入補正の主な内容につきましては、4款支払基金交付金において、支払基金からの介護給付費交付金概算交付分として713万円を追加するほか、8款繰越金において、前年度繰越金として347万6,000円を追加するものです。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第69号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は、9月9日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 1時11分